

千葉県報

定例
令和7年9月12日

主要目次

○ 告示	一	一般廃棄物処理施設設置許可申請書の提出及び縦覧
○ 告示	一	産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出及び縦覧
○ 訓令	一	道路区域の変更(二件)
○ 告示	二	千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令
○ 告示	五	令和七年度クリーニング師試験の実施
○ 告示	五	土地改良区役員の就任
○ 告示	五	土地改良区役員の退任及び就任
○ 告示	五	指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調書の縦覧
○ 告示	五	特定調達公告
○ 告示	六	入札公告
○ 告示	一	落札者等の公告

告示

千葉県告示第四百八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第八条第一項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

その申請書及び関係書類は、千葉県環境生活部廃棄物指導課及び印旛地域振興事務所並びに成田市環境部環境対策課において縦覧に供する。

令和七年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
株式会社ナリコー 成田市三里塚光ヶ丘一番地一、三三一 代表取締役 加瀬敏雄
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
成田市十余三宇天神峯二一四番二八、二九の一、二九の二、三〇、三八、一一〇、一一、一五〇、一五一、一八八、一九三、二四六、二四八、二六〇及び二六一並びに字稻荷峯一五一番二四四の一部及び四七五

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設(焼却施設)

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、し尿汚泥及び感染性一般廃棄物

五 申請年月日

令和七年七月九日

千葉県告示第四百八十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

その申請書及び関係書類は、千葉県環境生活部廃棄物指導課及び印旛地域振興事務所並びに成田市環境部環境対策課において縦覧に供する。

令和七年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
株式会社ナリコー 成田市三里塚光ヶ丘一番地一、三三一 代表取締役 加瀬敏雄
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
成田市十余三宇天神峯二一四番二八、二九の一、二九の二、三〇、三八、一一〇、一一、一五〇、一五一、一八八、一九三、二四六、二四八、二六〇及び二六一並びに字稻荷峯一五一番二四四の一部及び四七五
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類
- 五 申請年月日
令和七年七月九日

千葉県告示第四百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和七年九月十二日から三週間、縦覧に供する。

令和七年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八日市場佐倉線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
成田市三里塚 字九年畑一〇 六番地先から 字上町一八番 地先まで	前 後	八・四五メートルから 三七・四六メートルまで 一〇・九八メートルから 三六・五四メートルまで	二八三・六四メー トル 二八三・六四メー トル	三七・ 四三メー トルは、 県道成田 松尾線と 重用とな る。

千葉県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和七年九月十二日から三週間、縦覧に供する。

令和七年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 成田松尾線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
成田市三里塚 光ヶ丘一番三 九六地先から 三里塚字三里 塚七八番地先 まで	前 後	七・三三メートルから 三七・二〇メートルまで 一〇・一八メートルから 三六・四二メートルまで	二六五・九一メー トル 二六五・九一メー トル

訓

令

千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十三号

千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令

本 庁
出先機関

- 千葉県職員服務規程（平成十七年千葉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。
- 第九条第一項中「特別休暇」の下に、「子育て部分休暇（勤務時間条例第十五条の二第六項に規定する第二号子育て部分休暇に限る。）」を加える。
- 第十二条第二号中「第十九条第一項の規定による」を「第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する」に、「部分休業承認請求書」を「第一号部分休業承認請求書」に改め、同号の次に次の一号を加える。
- 二の二 地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業の承認 第二号部分休業承認請求書（別記第十一号様式の二）
- 第十二条に次の二項を加える。
- 2 前項の場合において、同項第二号の二に掲げる承認を庶務共通事務処理システムにより願ひ出たときは、職員は、同号に定める第二号部分休業承認請求書の提出をしたものとみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第二項の規定による申出又は同条第三項の規定による変更をしようとする職員は、部分休業申出書（別記第十三号様式の四）を、所属長を経由して知事に提出しなければならない。
- 別記第十号様式中「~~第~~十~~一~~」を「~~第~~十~~二~~」に改める。
- 別記第十号様式の二中「~~第~~十~~一~~」を「~~第~~十~~二~~」に改める。
- 別記第十一号様式（表）を次のように改める。

第十一号様式（第十二条第一項第二号）

（表）

千葉県知事 様		第一号部分休業承認請求書		年 月 日
千葉県知事 様		所属		年 月 日
		職氏名		
		(職員コード)		
私は、下記により第一号部分休業の承認を請求します。				
1 請求期間及び時間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～	午後 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～	午後 時 分
2 備考				

注
1 特定の日の承認の取消しを請求する場合には、この請求書の写しの裏面に必要事項を記入し、提出すること。
2 該当する□には、△印を記入すること。

「取消承認日」にのみ、同様式の次に次の一様式を加える。

千葉県知事 様		第二号部分休業承認請求書		年度		
千葉県知事 様		所属				
		職氏名				
		(職員コード)				
私は、下記により第二号部分休業の承認を請求します。						
第二号部分休業の時間数		時間 分				
請求区分	日 付	請求時間数	残時間数	請求日	承認日	備考
承認・取消	月 日	時間 分	時間 分	月 日	月 日	
承認・取消	月 日	時間 分	時間 分	月 日	月 日	
承認・取消	月 日	時間 分	時間 分	月 日	月 日	
承認・取消	月 日	時間 分	時間 分	月 日	月 日	
承認・取消	月 日	時間 分	時間 分	月 日	月 日	
承認・取消	月 日	時間 分	時間 分	月 日	月 日	
承認・取消	月 日	時間 分	時間 分	月 日	月 日	
承認・取消	月 日	時間 分	時間 分	月 日	月 日	
承認・取消	月 日	時間 分	時間 分	月 日	月 日	
備考						

注
1 「請求区分」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
2 2回目以降の請求は、この請求書の写しに必要事項を記入し、提出すること。

別記第十二号様式中「第十二条第三号」を「第十二条第一項第三号」に改め、
別記第十三号様式中「第十二条第四号」を「第十二条第一項第四号」に改め、
別記第十三号様式の二中「第十二条第五号」を「第十二条第一項第五号」に改め、
別記第十三号様式の三中「第十二条第六号」を「第十二条第一項第六号」に改め、
式の次に次の様式を加える。

第十三号様式の四 (第十二条第三項)

部分休業申出書

千葉県知事 様

申出対象期間 年度～ 年度

所属	職	氏名	職員コード

私は、下記により部分休業の請求について申し上げます。

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日生
			年 月 日生
			年 月 日生

2 申出	申出年月日	申出の内容 (①又は②を記入)	申出の内容 (変更後の内容も共通)
	年 月 日		①第一号部分休業 (1日につき2時間を超えない範囲内) ②第二号部分休業 (1年につき10日相当を超えない範囲内)
	※ 確認日	年 月 日	※ 確認者職氏名

3 変更 (1回目)	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情
	年 月 日		
	※ 特別の事情の有無	※ 確認日	※ 確認者職氏名
	年 月 日	年 月 日	

4 変更 (2回目)	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情
	年 月 日		
	※ 特別の事情の有無	※ 確認日	※ 確認者職氏名
	年 月 日	年 月 日	

5 備考	
------	--

注

- ※印のある欄は、記入しないこと。
- 部分休業の対象となる子が複数いる場合、「1 請求に係る子」の欄に全員分の氏名等を記入すること。
- この申出書には、請求に係る子の氏名、申出者との続柄等及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産師が発行する出生 (産) 証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等) を添付すること (写しでも可)。

附則
この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

公 告

令和七年度クリーニング師試験の実施
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、令和七年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。
令和七年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験期日
令和八年一月二十日(火曜日)

二 試験場所
幕張メッセ国際会議場
千葉県美浜区中瀬二丁目一番

三 受験願書の提出

1 提出方法

受験願書の提出は、ちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。

2 受付期間

受験願書の受付期間は令和七年十月三十一日(金曜日)午前九時から十一月十四日(金曜日)午後五時までとする。ただし、受付期間中であっても、受験願書の提出者が受験者の定員になり次第締め切るものとする。

四 受験者の定員

四〇〇名

五 その他

この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課(電話〇四三(二二三)二六二七)に問い合わせること。

土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、市原市海原土地改良区から次のとおり役員の新任の届出があった。
令和七年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

就任理事

市原市畑木四三九番地
市原市海保一、九四三番地

大森 豊
鮎川 恵一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、富津市亀沢土地改良区から次のとおり役員の新任及び退任の届出があった。
令和七年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

富津市亀沢一七九番地

〃 〃 三一六番地

〃 〃 四六五番地

〃 〃 佐貫六〇〇番地

〃 〃 亀沢三八三番地の二

二 退任監事

富津市亀沢一〇三番地

〃 〃 二一三番地

〃 〃 一二四番地

三 就任理事

富津市亀沢一七九番地

〃 〃 五五四番地

〃 〃 佐貫六〇〇番地

〃 〃 亀沢三六〇番地

〃 〃 四二七番地

四 就任監事

富津市亀沢二三九番地

〃 〃 二〇六番地三

〃 〃 一二四番地

指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調書の縦覧

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出があった。
なお、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
令和七年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

熊谷 俊人

<p>市川市塩浜一丁目一七番三号 市川市漁業協同組合 市川市妙典一丁目五番四号 秋本 久 市川市香取二丁目一六番一四号 鈴木 英徳 加入区 市川市加入区</p> <p>3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 市川市漁業協同組合</p> <p>二 指定漁船調査の縦覧 1 縦覧期間 令和七年九月十二日から二十六日まで 2 縦覧場所 市川市漁業協同組合</p>	<p>型) により入札を執行する工事である。 また、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。 (8) その他 ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 イ この工事は、フレックス工期契約制度を適用する工事である（工事着手期限 令和8年4月1日）。 ウ この工事は、その履行に数年度を要するものとして地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定により継続費が設定されているが、令和7年度の年割額が定められていないため、当該年度には前払金等の支払請求をすることができない。 エ この工事は、千葉県営繕工事週休2日促進工事業実施要領（令和3年1月6日制定）に基づき、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。 2 入札に参加する者に必要な資格 この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。 (1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項 ア 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。 イ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。 ウ 代表者の出資比率は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の出資比率であること。 エ 共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2者で構成する共同企業体のときは30パーセント以上、3者で構成する共同企業体のときは20パーセント以上であること。 オ 共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書を締結しなければならない。 カ 共同企業体の構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。 キ 千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月7日制定）に基づき資格者名簿に記載された経常建設共同企業体は、共同企業体の構成員になることはいない。 (2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項</p>
<p style="text-align: center;">特 定 調 達 公 告</p>	
<p>この特定調達公告に掲載される入札公告等は、MTCOに基づいて政府調達に関する規定の適用を受けるものとする。 【お問い合わせ】</p> <p>入札公告 次のおり一般競争入札に付する。 令和7年9月12日</p>	
<p>1 入札に付する事項 (1) 工事名 千葉県総合スポーツセンター体育館建築工事 (2) 工事場所 千葉市稲毛区天台町 (3) 工期 令和10年9月29日まで (4) 工事の概要 ア 目的 令和元年台風第15号の被害により利用停止中の総合スポーツセンター体育館について、新たに建替えを行う。 イ 構造等 (ア) 千葉県総合スポーツセンター体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・木造 3階建て 延べ面積 11, 122㎡ (イ) 屋外歩廊 鉄骨造 平屋建て 建築面積 67㎡ ウ 概要図 別に配付する工事概要図（平面図等を含む。）のとおりに (5) 主要資材 鉄骨 784t、鉄筋 987t、コンクリート 8, 534㎡、アルミニウム製建具 41箇所 (6) 予定価格 落札者決定後、公表する。 (7) 入札方式 この工事は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（事後審査Ⅱ</p>	

ア 千葉県における建築一式工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められていること。

イ 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める特定建設業の許可を受けてから 3 年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 4 月 5 日制定）に基づく指名停止措置を、この工事の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の時までの間、受けていないものであること。

ウ 代表者は、過去 15 年間で（平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 12 日まで）に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の体育館その他の屋内スポーツ施設又はこれらの用途を含む複合施設で、屋内スポーツ施設の用途に供する部分の床面積の合計が 1 棟で 5, 500 m²以上の建築物の新築又は増築に係る建築一式工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20 パーセント以上の場合のものに限る。）があること。

エ 建築一式工事に係る経営事項審査の総合評定値（一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。）が 99.7 点以上であること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあつては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された建築一式工事に係る客観点数が 99.7 点以上であること。

オ 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者をこの工事に配置できるものであること。また、代表者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者をこの工事に配置できるものであること。

カ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ク (ア) この工事に係る設計業務等の受託者
商号 株式会社 INA 新建築研究所
所在地 東京都文京区白山三丁目 1 番 8 号

(イ) 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者
a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

キ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ク 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者でないこと。

ケ この工事の入札日から起算して 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。

コ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが行われ

れている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。

サ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 評価方式は、標準型とする。

イ 「標準点」を 100 点とし、「加算点」の最高点を 50 点とする。

ウ 「加算点」の算出方法は、(2)アの表の評価項目に基づき評価を行った結果得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち最も高い者に 50 点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

エ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」との合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 技術提案（個別 テーマの施工計画） 躯体（基礎を含む。）又は地業に関する具体的な提案について	各 10 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	各 10 点
		課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	各 5 点
		課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	各 0 点
(2) 技術提案（社会的 要請） 特別な安全対策に関する具体的な提案について	各 2 点	総合的な観点から優れる。	各 2 点
		総合して評価可能。	各 0 点
(3) 工全般の施工計画 環境対策に関する具体的な提案について (配点は 1 項目につき 1 2 点を与える。)	不 適 切 で あ る （ 白 紙 、 不 提 出 又 は 法 令 違 反 の 記 載 ） 。	総合的な観点から優れる。	各 2 点
総合して評価可能。		各 0 点	

<p>ウ 提出部数 2部（電子データを収納したCD-R等の記録媒体を併せて提出すること。）</p> <p>(3) 技術資料の様式 千葉県土整備部建設・不動産課のホームページからダウンロードして用いること。</p> <p>8 契約条項等を示す場所 この工事に係る入札説明書、契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の縦覧及び交付を次のとおり行う。</p> <p>(1) 縦覧期間 令和7年9月12日（金曜日）から10月27日（月曜日）まで（県の休日を除く。）</p> <p>(2) 縦覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(3) 縦覧場所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県土整備部管轄課 電話043(223)3451</p> <p>(4) 縦覧の申込み 入札説明書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。希望日を考慮して、縦覧日時を指定する。</p> <p>(5) 入札説明書等の交付 希望者に、次により入札説明書等を無償で交付する。ただし、希望者は未使用のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。</p> <p>ア 申込先及び交付場所 (3) に示す場所</p> <p>イ 申込方法 希望者は、令和7年9月12日（金曜日）から10月27日（月曜日）まで（県の休日を除く。）に、電話により申し込むこと。</p> <p>ウ 交付期間 令和7年9月12日（金曜日）から10月27日（月曜日）まで（県の休日を除く。）</p> <p>エ 交付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(6) 入札説明書等に対する質問 入札説明書等に対する質問は、次によること。なお、質問に対する回答は、令和7年10月20日（月曜日）午後5時までにちば電子調達システムの入札情報サービスに掲載して行う。</p> <p>ア 質問方法 入札説明書等とともに配付された様式により質問に関する書類を作成した上、電子メールにより提出することとする。</p> <p>イ 提出期限 令和7年9月29日（月曜日）午後5時まで</p> <p>ウ 提出先 eizen7@mz.pref.chiba.lg.jp</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債若しくは千葉県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>	<p>10 入札書の金額</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>11 工事費内訳書の提出</p> <p>(1) 入札に際し、工事費内訳書を電子入札システム（ファイル容量は、3.0MB以内）に収めること。）又は郵送若しくは託送により提出すること。また、再度入札を行う場合も、再度入札の額に応じた工事費内訳書を添付すること。</p> <p>なお、工事費内訳書には、原則として、県の定めた様式を使用するものとする。ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の事項が記載されていることを要する。</p> <p>ア 入札参加者名、工事名及び工事場所</p> <p>イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額</p> <p>ウ 記載を要する項目については、次の表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、更に項目の詳細を記載することは、差し支えないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="792 1468 1014 2483"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>記載を要する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築・設備関連工事</td> <td>種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで</td> </tr> <tr> <td>その他の工事</td> <td>内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事費内訳書に千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成27年3月11日制定）第5条各号に掲げる重大な不備がある場合は、入札を無効とする。</p> <p>12 調査基準価格</p> <p>この工事は、低入札価格調査制度が適用される工事であることから、調査基準価格を設定する。</p> <p>13 落札者の決定方法</p> <p>次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し、資格のあることが確認できた者を落札者とする。なお、審査の結果、資格がないことを確認した場合、当該落札候補者を落札者とせず、次順位者を新たな落札候補者として順次入札参加資格の審査を行い、資格のあることが確認できた者を落札者とする。</p> <p>(1) 入札価格が、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。</p> <p>(2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。</p>	工事種別	記載を要する項目	建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで	その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで
工事種別	記載を要する項目						
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで						
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで						

<p>令和7年9月12日(土曜日) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受け、認めない。</p> <p>14 低入札価格調査</p> <p>(1) いずれかの入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者にはその決定の通知をする。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「第1順位者」という。）であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、第1順位者でない者についても当該調査を実施する場合があり、当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、第1順位者でない者についても当該書類を提出しなければならず、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 調査の結果、「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。なお、この工事においては、「価格失格判定基準」は定めないうこととする。また、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。</p>	<p>算入しない。）以内に書面により申し出ること。この場合において、申出をした入札参加者の入札は無効となる。</p> <p>なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。</p> <p>17 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定により、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。</p> <p>なお、通知書の様式は、千葉県県土整備部建設・不動産業課のホームページからダウンロードして用いること。</p> <p>18 苦情等の申立て (1) この工事の入札において落札候補者となったが資格がないとされた者は、その理由について、落札決定通知日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県県土整備部建設・不動産業課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県県土整備部建設・不動産業課長は、その日から起算して3日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。</p>
<p>15 入札の無効</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、資格確認資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。</p>	<p>(2) この工事の入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調査を公表した日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県県土整備部宮繕課長に説明を求めらるることができる。この場合において、千葉県県土整備部宮繕課長は、説明を求められた日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。</p> <p>(3) 再苦情の申立てについては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月25日制定）によるものとする。</p>
<p>16 技術者の配置</p> <p>(1) 技術者の資格確認 落札者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をこの工事に配置すること。この主任技術者又は監理技術者は、入札申込日以前において、3箇月以上継続して、落札者と直接的な雇用関係にあることが必要である。</p> <p>なお、主任技術者等選任通知書の提出時には、通知書に記載された技術者が建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者であることの確認を行う。</p> <p>(2) 技術者を配置できなくなった場合 入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、開札の日から起算して5日（県の休日の日数は、</p>	<p>19 その他 (1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。 (2) 現場説明会は、実施しない。 (3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めらるることがある。 (4) 必要に応じて「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。 (5) 提出された資格確認資料及び技術資料を公表し、又は無断で使用することはしない。</p>

<p>(6) 工期は、事情により変更することがある。</p> <p>(7) 入札参加者は、特定調達契約入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。</p> <p>(8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。</p> <p>(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金の額の10分の3以上とする。</p> <p>(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金の額の10分の2以内とする。</p> <p>(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去2年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を1名現場に配置することとする。</p> <p>ア 6.5点未満の工事成績評定を受けた者</p> <p>イ 工事完成検査等において、補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると発注者に認められた者</p> <p>ウ 発注者から、工事的物の全部又は一部の引渡し後、当該工事的物が種類又は品質に関して契約の内容及び適合していないとして、工事請負契約に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、代金の減額又は損害賠償を請求された者</p> <p>エ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者</p> <p>オ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者</p> <p>(12) 契約締結時期</p> <p>ア この工事の契約は、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年千葉県条例第2号）第2条に該当するもの（予定価格5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約）であり、千葉県議会の議決を要する。</p> <p>イ 落札者の決定後、7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に仮契約を締結しなければならない。ただし、議会の可決があったときに本契約として効力を生ずる。</p> <p>ウ 本契約までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定による参加資格の制限又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置を受けた場合には、仮契約後であっても契約を締結しない。</p> <p>(13) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(14) 2 (2) アに掲げる認定を受けていない者も6により資格確認資料を提出することができるが、落札決定において、当該資格の認定を受け、かつ、6の確認を受けていなければならない。</p> <p>(15) その他詳細は、入札説明書による。</p> <p>20 問合せ先 千葉県県土整備部建設・不動産課</p>	<p>住所 千葉市中央区市場町1番1号 電話 043 (223) 4309</p> <p>2.1 Summary</p> <p>(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Toshinoto Kumagai, Governor of Chiba Prefecture</p> <p>(2) Subject matter of the contract: Construction of the Chiba Central Sports Center Gymnasium</p> <p>(3) Time-limit for submitting the joint venture bid qualification examination application and agreement: 5:00 P.M., 21 October, 2025</p> <p>(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M., 24 October, 2025</p> <p>(5) Time-limit for the submission of technical documents: 5:00 P.M., 29 October, 2025</p> <p>(6) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 5:00 P.M., 29 October, 2025 (tenders submitted by mail: 5:00 P.M., 29 October, 2025)</p> <p>(7) Contact point for tender documentation: Construction and Real Estate Industry Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-4309</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年9月12日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①千葉県総合サービス貸借及び運用管理業務 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局情報システム課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年7月2日 ④NECキャピタルソリューション株式会社千葉支店 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤1, 899, 282, 000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年5月16日</p>
---	--

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

千

葉

県

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

千

葉

県

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先